

(参考)犯罪収益移転防止法に係るさらなる対応の徹底について

マネロンの国際機関から宅建業界におけるマネロン対策の遅れが指摘されており、さらなる対応の徹底について国交省・警察庁から強い要請を受けている。

宅建業者に対応が求められている主な事項は以下のとおり（令和7年6月に周知した内容）

1. 特定取引（宅地建物の売買・代理・媒介）に係る相手方の取引時確認、確認記録・取引記録の作成保存、疑わしい取引の届け出の徹底（これらは法律上の義務）
→ 「疑わしい取引の届け出」に係る判断基準が公表されている
2. 不動産反社データベースの活用促進と「該当可能性あり」の場合の届け出の実施
→ 反社データベースについては、ハトサポからアクセス可能
3. 会員各社における「リスク評価書」を作成・備え付け
未着手の事業者については令和8年度中を目標に対応を完了
→ 「リスク評価書」については記載要領が公表されている
4. マネロン対策を統括管理する者（統括管理者）を各社で選任すること
→ 会社代表者、政令で定める使用人など、業務全体を管理指導する立場にある者の選任が望ましい。
5. 犯罪収益移転防止法に係る研修の実施、研修動画（マネロン連絡協議会が作成・公開）の閲覧促進、「犯罪収益移転防止のためのハンドブック」（協議会が作成）の積極的活用

今後、リスク評価書の作成・統括管理者の設置等の対応状況について、国交省より調査報告を求められる可能性あり。